

郡山市 SNS 動画制作及び広告配信業務委託に係る企画提案審査会設置要領

令和 6 年 10 月 18 日制定 [政策開発部広聴広報課]

(趣旨)

第 1 条 この要領は、郡山市 SNS 動画制作及び広告配信業務委託に係る企画提案審査会（以下「審査会」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 審査会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画提案書等の審査及び契約候補者の決定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第 3 条 審査会は委員 7 名をもって組織する。

2 委員は、広聴広報課長、広聴広報課長補佐兼広聴係長、広聴広報課長補佐兼広報係長、広聴広報課広報係員 4 名とする。

3 委員の任期は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日までとする。

(委員長の職務等)

第 4 条 審査会に委員長を置く。

- 2 委員長は、広聴広報課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 会議は、必要に応じ書面開催を可能とする。

(選定基準)

第 6 条 選定基準は、郡山市 SNS 動画制作及び広告配信業務委託に係る契約候補者選定基準に定める。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 8 条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 10 月 18 日から施行する。
- 2 この要領は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。